

感染症における出席停止について（お知らせ）

下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条の規定により、医師から登校してもよいという許可が必要です。登校する際には、下欄、登校許可証の提出をお願いいたします。

なお、出席停止により、生徒が不利益を受けることは一切ありませんので申し添えておきます。

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで（医者が必要と認めた場合）	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
第3種	結核	症状により学校医その他の医師が「感染の恐れがない」と認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が「感染の恐れがない」と認めるまで	
	コレラ	症状により学校医その他の医師が「感染の恐れがない」と認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が「感染の恐れがない」と認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が「感染の恐れがない」と認めるまで	
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が「感染の恐れがない」と認めるまで	
	バラチフス	症状により学校医その他の医師が「感染の恐れがない」と認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が「感染の恐れがない」と認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が「感染の恐れがない」と認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
	アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）	
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）	
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）	

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

登校許可証

病名 _____

療養期間 _____ 月 _____ 日～ _____ 月 _____ 日
 _____ 月 _____ 日より登校を許可します。

病院名 _____
 医師氏名 _____

上記の病名のため療養しておりましたが、登校許可が出ましたのでお知らせいたします。

_____ 年 _____ 組 生徒氏名 _____ 保護者名 _____